

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十九号

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五号中「十七から三十三まで」を「二十五から四十一まで」に改め、同号四中「第七条第二項」の下に「（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中三十三を四十一とし、十七から三十二までを二十五から四十までとし、十六を二十一とし、二十一の次に次のように加える。

二十二 法附則第十一条第一項の規定により、助言又は指導をすること。

二十三 法附則第十一条第二項の規定により、勧告をすること。

二十四 法附則第十一条第三項の規定により、命令をすること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号中十五を二十とし、十四を十六とし、十六の次に次のように加える。

十七 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による設置計画の協議を受け、同意すること。ただし、特定行政庁が行うものを除く。

十八 法第四十九条第一項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。

十九 法第四十九条第二項の規定により、浄化槽に関する情報の提供を求めること。

ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

第五号中十三を十五とし、十から十二までを十二から十四までとし、同号九中「第十条の二」を「第十一条の三」に改め、同号中九を十一とし、八の次に次のように加える。

（九） 法第十一条の二第二項の規定による届出を受理すること。

（十） 法第十一条の二第二項の規定による届出を受理すること。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。